

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇条例

目次

- 職員給与に関する条例等の一部改正
- 恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正
- 鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例
- 鳥取県クリーニング師試験委員条例
- 鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例の一部改正
- 鳥取県犢駒売買取締条例の一部改正
- 鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部改正
- 建設業者登録証明手数料条例の一部改正
- 県立学校実習施設使用料徴収条例の一部改正
- 鳥取県立図書館使用料条例の一部改正
- 病害虫防除所設置条例の一部改正
- 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正

- 警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例の一部改正
- 教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正
- 鳥取県警察の組織に関する規則等の一部改正

条例

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一

行政職給料表

職務の等級 給	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	31,770	12	21,300	12	16,370	12	12,680	12	8,200	12	6,830	12
2	33,580	12	22,460	12	17,310	12	13,530	12	9,020	12	7,040	12
3	35,330	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	9,850	12	7,360	12
4	37,110	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	10,680	12	7,780	12
5	38,890	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	11,210	12	8,200	12
6	40,670	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	11,980	12	9,020	12
7	42,450	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	12,680	12	9,850	12
8	44,230	12	30,310	12	23,710	12	19,210	12	13,530	12	10,680	12
9	46,840	12	31,770	12	24,970	12	20,260	12	14,470	12	11,210	12
10	48,840	12	33,580	12	26,220	12	21,300	12	15,420	12	11,980	12
11	51,150	12	35,330	12	27,480	12	22,460	12	16,370	12	12,680	12
12	53,450	15	37,110	12	28,840	12	23,710	12	17,310	12	13,530	12
13	55,750	21	38,890	12	30,310	12	24,970	12	18,260	12	14,470	12
14	58,060	24	40,670	12	31,770	12	26,220	12	19,210	12	15,420	12
15	60,360		42,450	15	33,580	15	27,480	12	20,260	12	16,370	12
16			44,230	21	35,330	21	28,840	15	21,300	12	17,310	15
17			46,840	24	38,890	24	30,310	15	22,460	12	18,260	12
18			48,840		38,890		31,770	21	23,710	12	19,210	12
19							33,580	24	24,970	12	20,260	15
20									26,220	15	21,300	12
21									27,480	21	22,460	12
22									28,840	24	23,710	12
23									30,310		24,970	24

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二

公安職給料表

職務の等級 給	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	23,710	12	16,370	12	12,150	12	9,450	12	8,090	12
2	24,970	12	17,310	12	12,680	12	10,280	12	8,510	12
3	26,220	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	8,930	12
4	27,480	12	19,210	12	14,470	12	12,150	12	9,450	12
5	28,840	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,280	12
6	30,310	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	12
7	31,770	12	22,460	12	17,310	12	14,470	12	12,150	12
8	33,580	12	23,710	12	18,260	12	15,420	12	13,530	12
9	35,330	12	24,970	12	19,210	12	16,370	12	14,470	12
10	37,110	12	26,220	12	20,260	12	17,310	12	15,420	12
11	38,890	12	27,480	12	21,300	12	18,260	12	16,370	12
12	40,670	12	28,840	12	22,460	12	19,210	12	17,310	12
13	42,450	18	30,310	12	23,710	12	20,260	12	18,260	12
14	44,230	21	31,770	12	24,970	12	21,300	12	19,210	12
15	46,840	24	33,580	12	26,220	12	22,460	12	20,260	12
16	48,840				27,480	12	23,710	12	21,300	12
17					28,840	18	24,970	12	22,460	12
18					30,310	18	26,220	12	23,710	12
19					31,770	18	27,480	18	24,970	12
20					33,580	21	28,840	21	26,220	18
21						24	30,310		27,480	18
22							31,770		28,840	24
23							33,580		30,310	24

備考 この表は、警察官に適用する。

ロ 教育職給料表 (二)

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	21,300	12	8,820	12	7,360	12
2	22,350	12	9,650	12	7,780	12
3	23,400	12	10,480	12	8,200	12
4	24,440	12	11,310	12	8,820	12
5	25,490	12	11,950	12	9,650	12
6	26,540	12	12,630	12	10,480	12
7	27,690	12	13,530	12	11,310	12
8	28,950	12	14,470	12	11,950	12
9	30,200	12	15,420	12	12,630	12
10	31,460	12	16,370	12	13,530	12
11	32,720	12	17,310	12	14,470	12
12	33,970	12	18,260	12	15,420	12
13	35,230	12	19,210	12	16,370	12
14	36,490	12	20,260	12	17,310	12
15	37,740	12	21,300	12	18,260	12
16	39,000	12	22,350	12	19,210	18
17	40,570	12	23,400	12	20,260	18
18	42,140	15	24,440	12	21,300	21
19	43,710	18	25,490	12	22,350	21
20	45,280	21	26,540	12	23,400	24
21	46,850	21	27,690	12	24,440	
22	48,420	24	28,950	12		
23	49,990		30,200	12		
24			31,460	12		
25			32,720	15		
26			33,970	15		
27			35,230	15		
28			36,490	15		
29			37,740	18		
30			39,000	21		
31			40,570	21		
32			42,140	24		
33			43,710			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表 (一)

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	27,060	12	11,310	12	7,360	12
2	28,320	12	12,060	12	7,780	12
3	29,580	12	13,000	12	8,200	12
4	30,830	12	13,950	12	8,820	12
5	32,090	12	14,900	12	9,650	12
6	33,340	12	15,840	12	10,480	12
7	34,920	12	16,790	12	11,310	12
8	36,490	12	17,740	12	12,060	12
9	38,060	12	18,690	12	13,000	12
10	39,630	12	19,730	12	13,950	12
11	41,200	12	20,780	12	14,900	12
12	42,770	12	21,830	12	15,840	12
13	44,340	12	22,870	12	16,790	12
14	45,910	12	23,920	12	17,740	12
15	47,480	12	24,970	12	18,690	12
16	49,050	18	26,020	12	19,730	12
17	50,620	21	27,060	12	20,780	12
18	52,190	21	28,320	12	21,830	12
19	53,760	24	29,580	12	22,870	15
20	55,330		30,830	12	23,920	18
21			32,090	12	24,970	18
22			33,340	12	26,020	18
23			34,920	12	27,060	24
24			36,490	12	28,320	24
25			38,060	15	29,580	
26			39,630	15		
27			41,200	15		
28			42,770	18		
29			44,340	21		
30			45,910	21		
31			47,480	24		
32			49,050			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	21,300	12	16,370	12	12,780	12	8,200	12	6,830	12
2	22,460	12	17,310	12	13,630	12	9,020	12	7,040	12
3	23,710	12	18,260	12	14,470	12	9,950	12	7,960	12
4	24,970	12	19,210	12	15,420	12	10,880	12	7,780	12
5	26,220	12	20,260	12	16,370	12	11,410	12	8,200	12
6	27,480	12	21,300	12	17,310	12	12,150	12	9,020	12
7	28,840	12	22,460	12	18,260	12	13,630	12	9,950	12
8	30,310	12	23,710	12	19,210	12	15,420	12	10,880	12
9	31,770	12	24,970	12	20,260	12	16,370	12	11,410	12
10	33,550	12	26,220	12	21,300	12	17,310	12	12,150	12
11	35,330	12	27,480	12	22,460	12	18,260	12	13,630	12
12	37,110	12	28,840	12	23,710	12	19,210	12	14,470	12
13	38,990	12	30,310	12	24,970	12	20,260	12	15,420	12
14	40,670	12	31,770	12	26,220	12	21,300	12	16,370	12
15	42,450	12	33,550	12	27,480	12	22,460	12	17,310	12
16	44,230	12	35,330	12	28,840	12	23,710	12	18,260	12
17	46,540	15	37,110	15	30,310	15	24,970	15	19,210	15
18	48,840	21	38,990	18	31,770	18	26,220	18	20,260	21
19	51,150	24	40,670	18	33,550	18	27,480	18	21,300	24
20	53,450	24	42,450	18	35,330	21	28,840	12	22,460	12
21			44,230	24	37,110	24	30,310	15	23,710	15
22			46,540	24	38,990	24	31,770	21	24,970	21
23			48,840		40,670		33,550	24	26,220	24
24			49,890							
25			51,980							
26			56,170							

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

1 医療職給料表 (一)

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	39,840	12	23,290	12	18,050	12	12,560	12
2	41,510	12	24,760	12	19,200	12	13,600	12
3	43,190	12	26,430	12	20,360	12	14,450	12
4	44,860	12	28,110	12	21,830	12	15,300	12
5	46,540	12	29,780	12	23,290	12	16,140	12
6	48,210	12	31,460	12	24,760	12	16,990	12
7	49,890	12	33,140	12	26,430	12	18,050	12
8	51,980	12	34,810	12	28,110	12	19,200	12
9	54,080	12	36,490	12	29,780	12	20,360	12
10	56,170	15	38,160	12	31,460	12	21,830	12
11	58,270	21	39,840	12	33,140	12	23,290	12
12	60,360	24	41,510	12	34,810	12	24,760	12
13	62,870	24	43,190	12	36,490	12	26,430	12
14	65,390	24	44,860	12	38,160	12	28,110	12
15	67,900		46,540	12	39,840	12	29,780	12
16			48,210	15	41,510	12	31,460	12
17			49,890	21	43,190	18	33,140	12
18			51,980	24	44,860	21	34,810	12
19			54,080		46,540	24	36,490	18
20					48,210		38,160	21
21							39,840	24
22							41,510	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 ㊦

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	12,800	12	10,070	12	7,470	12
2	13,640	12	10,590	12	8,090	12
3	14,580	12	11,230	12	8,710	12
4	15,630	12	11,970	12	9,340	12
5	16,580	12	12,800	12	10,070	12
6	17,520	12	13,640	12	10,590	12
7	18,470	12	14,580	12	11,230	12
8	19,420	12	15,630	12	11,970	12
9	20,470	12	16,580	12	12,800	12
10	21,510	12	17,520	12	13,640	12
11	22,560	12	18,470	12	14,580	12
12	23,610	12	19,420	12	15,630	12
13	24,650	12	20,470	12	16,580	12
14	25,700	12	21,510	12	17,520	12
15	26,750	12	22,560	12	18,470	12
16	28,000	12	23,610	12	19,420	15
17	29,260	12	24,650	12	20,470	21
18	30,520	12	25,700	12	21,510	24
19	31,770	15	26,750	12	22,560	
20	33,030	21	28,000	15		
21	34,290	24	29,260	21		
22	35,540		30,520	24		
23			31,770			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 ㊧

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	21,300	12	12,680	12	8,200	12	7,040	12
2	22,460	12	13,530	12	9,020	12	7,360	12
3	23,710	12	14,470	12	9,850	12	7,780	12
4	24,970	12	15,420	12	10,680	12	8,200	12
5	26,220	12	16,370	12	11,210	12	9,020	12
6	27,480	12	17,310	12	11,950	12	9,850	12
7	28,840	12	18,260	12	12,680	12	10,680	12
8	30,310	12	19,210	12	13,530	12	11,210	12
9	31,770	12	20,260	12	14,470	12	11,950	12
10	33,550	12	21,300	12	15,420	12	12,680	12
11	35,330	12	22,460	12	16,370	12	13,530	12
12	37,110	18	23,710	12	17,310	12	14,470	12
13	38,890	21	24,970	12	18,260	12	15,420	12
14	40,670	24	26,220	12	19,210	12	16,370	12
15	42,450	24	27,480	12	20,260	12	17,310	12
16	44,230		28,840	12	21,300	12	18,260	12
17			30,310	15	22,460	12	19,210	18
18			31,770	21	23,710	12	20,260	21
19			33,550	24	24,970	12	21,300	21
20			35,330		26,220	12	22,460	24
21					27,480	15	23,710	24
22					28,840	21	24,970	
23					30,310	24		
24					31,770			

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(職員)の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
改正)

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十六号)の一部を
次のように改正する。

附則第十五項前段中「職員」の下に「(附則第十八
項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の
区分が一級地とされていた地域に在勤するものを除
く。)」を加え、同項後段を削る。

附則第十六項中「前項前段」を「前項」に、「四級
地である場合にあつては四、三級地である場合にあつ
ては三、二級地である場合にあつては二、一級地であ
る場合にあつては一を乗じて得た額とする。」を「四
級地である場合にあつては三、三級地である場合にあ
つては二、二級地である場合にあつては一を乗じて得
た額とする。」に改める。

附則第十七項中「附則第十五項前段」を「附則第十
五項」に、「その者が受ける調整額の月額」を「その

者が受ける調整額の月額の範囲内で人事委員会の定め
る額」に、「四級地である場合にあつては百分の二
十、三級地である場合にあつては百分の十五、二級地
である場合にあつては百分の十、一級地である場合に
あつては百分の五を乗じて得た額を、」を「四級地に
ある場合にあつては百分の十五、三級地である場合に
あつては百分の十、二級地である場合にあつては百分
の五を乗じて得た額を、」に改める。

附則第十八項を削り、附則第十九項中「附則第十六
項」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第二十九号)の規
定による改正前の附則第十六項」に、「附則のこれら
の規定による暫定手当の月額」を「これらの規定によ
る暫定手当の月額」に、「附則のこれらの規定による
暫定手当の額」を「附則第十六項及び前項の規定によ
る暫定手当の額」に改め、同項を附則第十八項とし、
附則第二十項から附則第三十二項までを一項ずつ繰り
上げる。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の一部改正)

第三条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第
三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項前段中「改正前の給与条例」の下に「
以下「条例」という。)」を、「在勤する職員」の下
に「(昭和三十二年三月三十一日における条例の規定
による職員の勤務地手当の月額が、昭和三十四年九月
三十日における給与条例の規定に基づくその者の暫定手
当の月額をこえることとなる職員以外の職員で支給地
域の区分が一級地とされていた地域に在勤するものを
除く。)」を加え、同項後段を削る。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部改正)

第四条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条
例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部
を次のように改正する。

附則第二項前段中「改正前の給与条例」の下に「
以下「条例」という。)」を、「在勤する職員」の下
に「(昭和三十二年三月三十一日における条例の規定
による職員の勤務地手当の月額が、昭和三十四年九月
三十日における給与条例の規定に基づくその者の暫定手
当の月額をこえることとなる職員以外の職員で支給地
域の区分が一級地とされていた地域に在勤するものを
除く。)」を加え、同項後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年四
月一日から適用する。ただし、第二条、第三条及び第
四条の規定は、昭和三十四年十月一日から適用する。

(昭和三十四年九月三十日までの間の給料月額)

2 職員の給与に関する条例(以下「給与条例」とい
う。)(別表第一から別表第五までに掲げる給料表(以
下「給料表」という。))の昭和三十四年四月一日から
同年九月三十日までの間における適用については、給

料表の給料月額欄に掲げる額は、この条例の附則別表第一から附則別表第七までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

(給料表の改正に伴う措置)

3 昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において給与条例第四条第六項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。

4 前項の規定により、昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における給料月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の給与条例第四条第六項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における給料月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における給料月額を受ける期間にそれぞれ通算する。
(暫定手当の特例)

5 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)附則第十七項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事委員会の定める額」と読み替えるものとする。

(給与の内払)

6 この条例(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の給与条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第一

行政職給料表、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表の給料月額欄に掲げる額(附則別表第二及び附則別表第五に掲げるものを除く。)の読み替え表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
6,830	6,500	16,370	15,600	33,550	32,000
7,040	6,700	17,310	16,500	35,330	33,700
7,360	7,000	18,260	17,400	37,110	35,400
7,780	7,400	19,210	18,300	38,890	37,100
8,200	7,800	20,260	19,300	40,670	38,800
9,020	8,600	21,300	20,300	42,450	40,500
9,850	9,400	22,460	21,400	44,230	42,200
10,680	10,200	23,710	22,600	46,540	44,400
11,210	10,700	24,970	23,800	48,840	46,600
11,950	11,400	26,220	25,000	51,150	48,900
12,680	12,100	27,480	26,200	53,450	51,000
13,530	12,900	28,840	27,500	55,750	53,200
14,470	13,800	30,310	28,900	58,050	55,400
15,420	14,700	31,770	30,300	60,360	57,600

附則別表第二

公安職給料表の給料月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の置き表

給料表の給料月額欄に掲げる額	置き替える額
8,090	7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第三

教育職給料表Iの給料月額欄に掲げる額の置き表

給料表の給料月額欄に掲げる額	置き替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	置き替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	置き替える額
7,360	7,000	18,690	17,800	34,920	33,300
7,780	7,400	19,730	18,800	36,490	34,800
8,200	7,800	20,780	19,800	38,060	36,300
8,820	8,400	21,830	20,800	39,630	37,800
9,650	9,200	22,870	21,800	41,200	39,300
10,480	10,000	23,920	22,800	42,770	40,800
11,310	10,800	24,970	23,800	44,340	42,300
12,060	11,500	26,020	24,800	45,910	43,800
13,000	12,400	27,060	25,800	47,480	45,300
13,950	13,300	28,320	27,000	49,050	46,800
14,900	14,200	29,580	28,200	50,620	48,300
15,840	15,100	30,830	29,400	52,190	49,800
16,790	16,000	32,090	30,600	53,760	51,300
17,740	16,900	33,340	31,800	55,330	52,800

附則別表第四

教育職給料表口の給料月額欄に掲げる額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
7,360	7,000	18,260	17,400	33,970	32,400
7,780	7,400	19,210	18,300	35,230	33,600
8,200	7,800	20,260	19,300	36,490	34,800
8,820	8,400	21,300	20,300	37,740	36,000
9,650	9,200	22,350	21,300	39,000	37,200
10,480	10,000	23,400	22,300	40,570	38,700
11,310	10,800	24,440	23,300	42,140	40,200
11,950	11,400	25,490	24,300	43,710	41,700
12,680	12,100	26,540	25,300	45,280	43,200
13,530	12,900	27,690	26,400	46,850	44,700
14,470	13,800	28,950	27,600	48,420	46,200
15,420	14,700	30,200	28,800	49,990	47,700
16,370	15,600	31,460	30,000		
17,310	16,500	32,720	31,200		

附則別表第五

研究職給料表の給料月額欄に掲げる額のうち13,630円以下の額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
6,830	6,500
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,950	9,500
10,880	10,400
11,410	10,900
12,150	11,600
12,780	12,200
13,630	13,000

附則別表第六

医療職給料表Iの給料月額欄に掲げる額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
12,360	12,000	26,430	25,200	46,540	44,400
13,600	13,000	28,110	26,800	48,210	46,000
14,450	13,800	29,780	28,400	49,890	47,600
15,300	14,600	31,460	30,000	51,980	49,600
16,140	15,400	33,140	31,600	54,080	51,600
16,990	16,200	34,810	33,200	56,170	53,600
18,050	17,200	36,490	34,800	58,270	55,600
19,200	18,300	38,160	36,400	60,360	57,600
20,360	19,400	39,840	38,000	62,870	60,000
21,830	20,800	41,510	39,600	65,390	62,400
23,290	22,200	43,190	41,200	67,900	64,900
24,760	23,600	44,860	42,800		

附則別表第七

医療職給料表IIの給料月額欄に掲げる額の読替表

給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額	給料表の給料月額欄に掲げる額	読み替える額
7,470	7,100	14,580	13,900	24,650	23,500
8,090	7,700	15,630	14,900	25,700	24,500
8,710	8,300	16,580	15,800	26,750	25,500
9,340	8,900	17,520	16,700	28,000	26,700
10,070	9,600	18,470	17,600	29,260	27,900
10,590	10,100	19,420	18,500	30,520	29,100
11,230	10,700	20,470	19,500	31,770	30,300
11,970	11,400	21,510	20,500	33,030	31,500
12,800	12,200	22,560	21,500	34,290	32,700
13,640	13,000	23,610	22,500	35,540	33,900

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十九号。以下「通算条例」という。)の一部を次のように改正する。
題名中「他の都道府県」を「他の地方公共団体」に改

める。

第一条に次の一項を加える。

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

一 学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの

イ 大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手

ロ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭

ハ 幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条第二項に規定する普通免許状(教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号)第一条第一項の表の第一号及び第六号から第九号までの上

欄に掲げる教員の免許状を含む。以下次号において同じ。)を有する職員で次に掲げるもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

ロ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第一項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

ハ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

ニ 大学に関する教育に関する事務に従事する吏員
三 教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状を有する職員で次に掲げるもの

イ 旧教育委員会法第四十一条第一項に規定する教育長及び同法第四十五条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

ロ 旧教育委員会法第六十六条第一項に規定する学

校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの
ハ 旧教育委員会法第六十六条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

ニ 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十八号)による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項に規定する職員で吏員に相当するもの

ホ 旧教育委員会法第三条の規定により教育委員会が当該市町村に設置されるまでの間において、当該市町村の教育関係の部課又は学校以外の教育機関に属していた吏員

第二条中「又は他の都道府県の職員」を「、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に、「又は都道府県の退職年金権」を「、都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権」に、「他の都道府県の職員としての在職期間」を「他の都道府県の職員としての在職期間、市町村の教育職員としての在職期間」に改める。
第三条中「又は他の都道府県の職員」を「、他の都道

府県の職員又は市町村の教育職員」に改める。
第四条中「又は都道府県の退職年金権」を「都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権」に、「又は他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に改める。

第五条第二項中「他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員としての在職期間又は市町村の教育職員」に、「都道府県の職員」を「都道府県の職員としての在職期間又は市町村の教育職員」に改め、同条第三項中「他の都道府県」を「他の都道府県又は市町村」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の都道府県又は市町村が同様の措置を講じていない場合は、この限りでない。

第六条中「又は他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に、「若しくは他の都道府県の職員又は」を「他の都道府県の職員、市町村の教育職員及び」に改める。

第七条第一項中「又は他の都道府県の職員」を「他の

の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に、「又は当該他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に改め、同条第三項中「退職年金権及び」を「退職年金権又は退職年金権及び」に、「他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に、「当該他の都道府県」を「当該他の都道府県の退職年金権若しくは遺族年金権又は当該市町村」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 月の末日に職員を退職した者（退職年金権を有する者に限る。）が、その月の翌月の初日に公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員となつたときは、前項の規定にかかわらず、当該就職した月から退職年金の支給を停止する。

第八条第一号中「又は他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に、「他の都道府県の職員又は」を「他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は」に改め、同条第二号中「又は他の都道府

県の職員」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に、「若しくは他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員、市町村の教育職員」に、「でその年数一年を」を「又は市町村の教育職員としての在職期間（令第七十四条の五十一第一項又は第七十四条の五十二第一項の規定に基く市町村の退職年金条例の規定により市町村の教育職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。）でその年数一年を」に、「他の都道府県の退職一時金」を「他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金」に改め、同条第三号中「又は他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に改め、同条第五号中「他の都道府県の職員であつた者」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であつた者」に、「他の都道府県の職員としての在職期間」を「他の都道府県の職員としての在職期間又は市町村の教育職員としての在職期間」に、「他の都道府県の退職一時金」を「

他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金」に改め、同条第六号中「又は他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に改める。

第九条第三項中「他の都道府県の退職年金権」を「他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権」に、「他の都道府県の退職年金」を「他の都道府県の退職年金又は市町村の退職年金」に改める。

第十条第一項中「他の都道府県の」を「他の都道府県の退職年金権又は市町村の」に、「他の都道府県に」を「他の都道府県又は市町村に」に改める。

第十一条中「又は他の都道府県の」を「他の都道府県の退職年金権又は市町村の」に、「当該他の都道府県」を「当該他の都道府県若しくは当該市町村」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による普通恩給権の裁定庁への届出は、当該普通恩給の支給庁を経由して行なわなければならない。

第十二条中「他の都道府県の退職年金条例」を「他の都道府県又は市町村の退職年金条例」に、「又は他の都道府県の職員」を「、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(市町村の教育職員の在職期間の通算に関する特例)

第十三条 市町村の教育職員に適用される当該市町村の退職年金条例の規定が、次に掲げる基準に従つて定められていないときは、市町村の教育職員としての在職期間と職員としての在職期間の通算については、この条例の規定は、適用しない。

一 最短期間が十七年であること。

二 退職年金の年額が、在職期間が十七年の場合においては、退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が十七年をこえる場合においては、当該金額にそのこえる年数一年につき退職当時の給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の本則並びに附則第四条、第五条、第六条及び第八条の規定は、昭和三十四年三月三十一日(以下「適用日」という。)以後職員を退職した者又は職員として在職中死亡した者について適用する。

(市町村の退職年金権を有する者に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に在職する市町村の退職年金権を有する職員でこの条例に規定する在職期間の通算を希望するものは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五十日以内にその旨を知事に申し出なければならない。

2 前項の規定は、市町村の退職年金権を有する職員であつた者で、適用日以後施行日の前日までに職員を退職したも又は適用日以後施行日の前日までに職員を退職した後死亡したもの(職員として在職中死亡した

者を含む。)の遺族について準用する。

(適用日以後施行日の前日までに退職した者に対する経過措置)

第三条 前条第二項において準用する同条第一項の規定の適用がある場合を除き、適用日以後施行日の前日までに職員を退職した者又は適用日以後施行日の前日までに職員を退職した後死亡した者(職員として在職中死亡した者を含む。)の遺族でこの条例の規定による在職期間の通算を希望しないものは、施行日から起算して五十日以内にその旨を知事に申し出なければならぬ。

(在職期間の通算の申出をしなかつた者に関する特例)

第四条 この条例の規定は、附則第二条の規定による在職期間の通算を希望する旨の申出をしなかつた者又は前条の規定による在職期間の通算を希望しない旨を申し出た者の在職期間の通算については、適用しない。

2 この条例の規定は、地方自治法施行令の一部を改正

する政令(昭和三十四年政令第百五十四号)附則第六条第一項の規定による在職期間の通算を選択する旨の申出をしなかつた者又は同令附則第十一条第二項の規定による在職期間の通算を選択しない旨を申し出た者が職員となつた場合における在職期間の通算については、適用しない。

(適用日前に市町村の退職年金権を有していた者の在職期間の通算に関する特例)

第五条 この条例の規定により市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき職員で適用日前に市町村の退職年金権を有することとなつたものについては、その者が適用日前において最短期間以上(当該市町村以外の市町村の教育職員としての在職期間又は他の都道府県の職員としての在職期間若しくは職員としての在職期間又は最短期間以上)の公務員としての在職期間を有していても、改正後の第四条の規定にかかわらず、当該在職期間を職員としての在職期間に通算しない。

(従前の一時恩給等を受けた者に関する経過措置)
 第六条 市町村の教育職員であつた者で引き続き職員となつたものうち、接続在职期間に対して、適用日前に給付事由が発生した一時恩給、他の都道府県の退職一時金、市町村の退職一時金又は退職一時金(以下「従前の一時恩給等」と総称する。)を受けた者について退職一時金又は遺族一時金を支給するときは、そ

の受けた従前の一時恩給等の額を減じた額をもつて退職一時金又は遺族一時金の額とする。
 2 従前の一時恩給等を受けた職員について、この条例中次の表の上欄に掲げる規定が適用される場合においては、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

<p>第八条第一号</p>	<p>前在职期間に對して受けた一時恩給の額の算出の基礎となつた俸給月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在职期間に對して受けるべき一時恩給の額の算出の基礎となるべき俸給月額額の二分の一に乘じて得た額に前在职期間に對して受けた従前の一時恩給等の額を乗じて得た額</p>
<p>第八条第二号</p>	<p>前在职期間に對して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在职期間に對して受けるべき他の都道府県の退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額額の二分の一に乘じて得た額に前在职期間に對して受けた従前の一時恩給等の額を乗じて得た額</p>
<p>第八条第三号</p>	<p>前在职期間に對して受けた退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在职期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額額の二分の一に乘じて得た額に前在职期間に對して受けた従前の一時恩給等の額を乗じて得た額</p>

<p>第八条第四号</p>	<p>前在职期間に對して受けた一時恩給の額の算出の基礎となつた俸給月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在职期間に對して受けるべき退職一時金の額を乗じて得た額に前在职期間に對して受けた従前の一時恩給等の額を乗じて得た額</p>
<p>第八条第五号</p>	<p>前在职期間に對して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在职期間に對して受けるべき他の都道府県の退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額額の二分の一に乘じて得た額に前在职期間に對して受けた従前の一時恩給等の額を乗じて得た額</p>
<p>第八条第六号</p>	<p>前在职期間に對して受けた退職一時金の額の算出の基礎となつた給料月額額の二分の一に乘じて得た額</p>	<p>前在职期間に對して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額額の二分の一に乘じて得た額に前在职期間に對して受けた従前の一時恩給等の額を乗じて得た額</p>

3 市町村の教育職員であつた者で引き続き職員となつたものうち、接続在职期間に対して従前の一時恩給等を受けた者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)に退職年金を支給するときは、その受けた従前の一時恩給等の額の十五分の一に相当する額を減じた

額をもつて退職年金の額とする。
 (市町村の退職年金権を有する者に関する通知に関する経過措置)
 第七条 市町村の退職年金権を有する職員で附則第二条第一項の規定により在职期間の通算の申出をしたもの

について改正後の第十条第一項及び改正後の第十一条の規定を適用する場合においては、これらの規定中「職員となつたとき」とあるのは、「附則第二條第一項の規定により在職期間の通算の申出をしたとき」とする。

(普通恩給等を受けた在職期間を有する者に関する経過措置)

第八条 この条例の規定により市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき職員で普通恩給、他の都道府県の退職年金、市町村の退職年金又は退職年金を受けた在職期間を有するものに退職年金を支給するときは、その受けた普通恩給、他の都道府県の退職年金、市町村の退職年金又は退職年金の額(以下本条中「普通恩給等受給額」という。)に相当する額に達するまで、退職年金の支給のつど、その支給額の二分の一に相当する額を限度として控除する。

2 前項に規定する退職年金権を有する者が死亡したとにより遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給

額からすでに控除された額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、遺族年金の支給のつど、その支給額の二分の一に相当する額を限度として控除する。

3 この条例の規定により市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき職員で普通恩給、他の都道府県の退職年金、市町村の退職年金又は退職年金を受けた在職期間を有するものが職員として在職中死亡したことにより遺族年金を支給するときは、その受けた普通恩給等受給額の二分の一に相当する額に達するまで、遺族年金の支給のつど、その支給額の二分の一に相当する額を限度として控除する。

(市町村の教育職員に対する退職年金の支給停止に関する経過措置)

第九条 この条例の施行の際現に市町村の教育職員として在職する者で退職年金権を有するものに改正後の第七條第一項の規定を適用する場合には、同条同項中「当該就職の日の属する月の翌月から」とあるの

は、「地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十四年政令第五百五十四号)附則第四條第一項の規定に基づく市町村の退職年金条例の規定による在職期間の通算の申出をした旨の通知を受けた日の属する月の翌月から」とする。

(加算年を基礎とする普通恩給権を有する者に支給する退職年金の年額の特例)

第十条 第四条に規定する場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百五十五号。以下「法律第五百五十五号」という。)附則第十四條(同法附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十三條)において準用する場合を含む。)の規定の適用により計算された年額の普通恩給権を有する者に退職年金を支給するときは、その者の在職期間から当該普通恩給の基礎となつている加算年を減じた後の在職期間(以下本条中「実在職期間」という。)の年数に応じ、次の各号に定める率を退職年金の基礎となるべき給料年額に乗じて得た額から当該普通恩給の年額に相当す

る額を減じた額をもつて退職年金の年額とする。

- 一 実在職期間の年数が十七年である場合にあっては、百五十分の五十
- 二 実在職期間の年数が十七年をこえる場合にあっては、百五十分の五十に十七年をこえる年数一年につき百五十分の一を加えたもの
- 三 実在職期間の年数が十七年未満である場合にあっては、百五十分の五十から十七年に不足する年数一年につき百五十分の三、五を減じたもの。ただし、百五十分の二十二を下らないものとする。

(旧軍人の一時恩給を受けた者に支給する退職年金の額の特例)

第十一条 この条例による改正後の通算条例の規定により公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち法律第五百五十五号附則第十条又は第十一条の規定により旧軍人(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法第二十一条第一項に規定する軍人をいう。)の一時恩給を受けた

者で昭和二十八年八月一日に職員として在職していたものに退職年金を支給するときは、当該一時恩給の額の十五分の一に相当する額を減じた額をもつて退職年金の年額とする。

(除外された実在職年の算入に伴う措置)

第十二条 この条例による改正後の通算条例の規定により公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十五年六月三十日までの間に退職した職員で、法律第百五十五号附則第二十四条第一項又は第二十四条の二の規定により恩給の基礎となる在職年に算入されなかつた公務員としての在職期間をその者の公務員としての在職期間に算入することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族については、昭和三十五年七月から退職年金又は遺族年金を支給し、これらの規定の適用を受けて計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金を受ける者については、同年七月分から、これらの規定により恩給の基

礎となる在職年に算入されなかつた公務員としての在職期間を通算してその年額を改定する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金を支給されることとなる者が、当該職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金で昭和二十八年八月一日以後に給付事由が発生したものを受けた者である場合において、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については、当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときは、その合算額とし、すでに国庫又は都道府県若しくは市町村に返還されたものは、控除するものとする。)の十五分の一に相当する額を、遺族年金については、これらの金額の三十分の一に相当する額をそれぞれその年額から控除した額とする。

鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員会条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員会条例

(設置)

第一条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)第三条に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を実施するため、ふぐ処理師調理師試験委員(以下「委員」という。)を置く。

(組織)

第二条 委員は、十五人以内とする。

2 委員は、医師、ふぐ処理師又はふぐ調理師及び県の吏員のうちから、試験のつど、知事が委嘱又は任命する。

(委任)

第三条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が別

に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県クリーニング師試験委員会条例をここに公布す

る。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

鳥取県クリーニング師試験委員会条例

(設置)

第一条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条に規定するクリーニング師試験を実施するため、クリーニング師試験委員(以下「委員」という。)を置く。

(組織)

第二条 委員は、十人以内とする。

2 委員は、技術経験者及び県の吏員のうちから、試験

のつど、知事が委嘱又は任命する。
 (委任)
 第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例の一部を改正する条例

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。
 四 一級種鶏 鳥取県産卵能力検定期程(昭和二十五年一月鳥取県告示第二十二号)又は種畜牧場産卵能力依頼検定期程(昭和二十九年農林省告示第三百五十五号)の規定による検定に合格した種鶏をいう。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県種畜飼養取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

鳥取県種畜飼養取締条例の一部を改正する条例

鳥取県種畜飼養取締条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。
 第二号様式中「14」を「34」に改め

る。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令」を「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令」に、「第二条」を「第三条」に改める。

第十二条各号列記以外の部分及び同条第三号中「政令第二条」を「政令第三条」に改める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

建設業者登録証明手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

建設業者登録証明手数料条例の一部を改正する条例

建設業者登録証明手数料条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。
 二 登録内容の証明
 抄 本 一件につき 七十五円
 謄 本 一件につき 百 円

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

県立学校実習施設使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

県立学校実習施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

県立学校実習施設使用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二円」を「二円五十銭」に、「六号缶一ケース(四ダース入)につき 四十円」を

「五号罐一ケース(四ダース入)につき 五十円
六号罐一ケース(四ダース入)につき 四十円」に、

「オーバル一号罐一ケース(四ダース入)につき 七十円」を「オーバル一号罐一ケース(四ダース入)につき 七十円
オーバル三号罐一ケース(四ダース入)につき 四十円」
に改める。

附 則

この条例は、昭和三十四年十月十五日から施行する。

鳥取県立図書館使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県立図書館使用料条例の一部を改正する条例

る条例

鳥取県立図書館使用料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表二中「米子分館」を「米子図書館」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

病虫害防除所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

病虫害防除所設置条例の一部を改正する条例

病虫害防除所設置条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「鳥取市東町一番地」を「鳥取市東町一丁目

二二〇番地」に、「浜村町」を「気高町」に、「根雨町」を「日野町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正

する。
第二条第一項中「防犯統計課」を「防犯課」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「夏服ズボン一着」を「夏服ズボン一二着」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十二号

教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例

条 例

(目的)

第一条 この条例は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第二項の規定に基き、教育長の給与、勤務時間及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第二条 教育長に支給する給与については、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）

第三条第一項第一号に規定する行政職給料表（以下「給料表」という。）の一等級の職務にある者の例による。

2 新たに任命される教育長の給料月額を、教育委員会が知事と協議して定める。

(勤務時間)

第三条 教育長の勤務時間については、職員の勤務時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）の規定を準用する。

(旅費)

第四条 教育長に支給する旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号）の規定を準用し、その額は給料表一等級の職務にある者の例による。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

(経過規定)

2 この条例の適用の日において教育長であつた者又はこの条例の適用の日から施行の日までにおいて教育長となつた者のこの条例の適用の日から施行の日までの間における給料月額は、第二条の規定にかかわらず、この条例の適用の日又はその教育長となつた日におけるそれぞれの者の給料月額を、この条例によるその者の給料月額とする。

3 この条例の適用の日において教育長であつた者又はこの条例の適用の日から施行の日までにおいて教育長となつた者のこの条例の適用の日から施行の日までの間における給料及び期末手当以外の給与については、第二条第一項の規定にかかわらず、これを支給しない。
4 この条例の施行の際現に在職する教育長のこの条例

施行の日以降における給与については、第二条第一項の規定にかかわらず、職員の初任給、昇給等の基準に關する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の規定により計算した給料月額及び扶養手当の月額合計額がこの条例施行の日の前日における教育長の給料月額（以下「従前の教育長の給料月額」という。）に達するまでは、なお従前の教育長の給与の例による。

5 前項の規定により計算した給料月額及び扶養手当の月額合計額が現に受けている給料月額に達したときにおいて第二条第一項の規定を適用する場合における教育長の給料月額は、給料表の一等級の月額欄のうち、従前の教育長の給料月額と同じ額があるときはその額、同じ額がないときは直近上位の額によるものとする。

6 この条例の適用の日から施行の日までの間において教育長でなくなつた場合又は附則第四項の規定の適用を受けている者が教育長でなくなつた場合においてそ

の者の勤務成績が特に良好である場合その他特に必要がある場合においては、附則第二項又は附則第四項の規定にかかわらず、教育委員会は、その者の給料表の一等級の職務にある者の例により昇給させることができる。この場合において、その者が現に受けている給料月額について給料表の一等級の月額欄中と同じ額がないときは、その給料月額はその直近上位の額とみなす。

7 この条例の施行の日から適用の日の間において教育長に支払つた給与は、この条例により支払われた給与とみなす。

（特別職の職員等の給与に關する条例の一部改正）

8 特別職の職員等の給与に關する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員に關する条例

第一条中「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改

める。

第三条第一項中「常勤の監査委員、常勤の人事委員会の委員及び教育長」を「常勤の監査委員及び常勤の人事

別表中一

出納長	〃	四八、〇〇〇円
教育長	〃	五一、〇〇〇円
教育委員会の委員	報酬	一二、〇〇〇円

に改める。

（特別職の職員等の旅費等に關する条例の一部改正）

9 特別職の職員等に關する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員に關する条例

委員会の委員」に改める。

第六条中「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改める。

を

出納長	〃	四八、〇〇〇円
教育委員会の委員	報酬	一二、〇〇〇円

第一条、第二条、第四条及び第五条中「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改める。

別表中「出納長	「出納長	六四〇	二九〇	一、五〇〇	一、二〇〇	二九〇
副出納長	「副出納長	「	「	「	「	「
教育委員会の委員	「教育委員会の委員	六四〇	二九〇	一、五〇〇	一、二〇〇	二九〇
「出納長	「出納長	「	「	「	「	「
教育委員会の委員	「教育委員会の委員	六四〇	二九〇	一、五〇〇	一、二〇〇	二九〇

改める。

(職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例の一部改正)

10 職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び特別職の職員等の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号。以下「特別職の職員等の旅費条例」という。)」を「特別職の職員等の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号。以下「特別職の職員等の旅費条例」とい

う。)、及び教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第四十二号。以下「教育長の給与等に関する条例」という。)」に改める。
 第二条中「職員等の旅費条例及び特別職の職員等の旅費条例」を「職員等の旅費条例、特別職の職員等の旅費条例及び教育長の給与等に関する条例」に改める。
 第三条中「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改める。

11 (鳥取県職員退職手当支給条例の一部改正)
 鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を

改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。
 別表第一技能労務職給料表を次のように改める。

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	9,680	9	6,020	6	5,600	6
2	10,200	9	6,120	6	5,700	6
3	10,830	9	6,230	6	5,810	6
4	11,460	9	6,330	6	5,910	6
5	12,090	9	6,540	9	6,020	6
6	12,720	9	6,850	9	6,120	6
7	13,350	9	7,170	9	6,230	6
8	13,970	9	7,480	9	6,330	6
9	14,600	12	7,800	9	6,540	9
10	15,230	12	8,210	9	6,850	9
11	15,860	12	8,630	9	7,170	9
12	16,490	12	9,160	9	7,480	9
13	17,110	12	9,680	9	7,800	12
14	17,740	12	10,200	12	8,210	12
15	18,370	15	10,830	12	8,630	12
16	19,000	15	11,460	12	9,160	12
17	19,630	15	12,090	12	9,680	12
18	20,260	15	12,720	12	10,200	15
19	20,880	15	13,350	15	10,830	15
20	21,510	15	13,970	15	11,460	15
21	22,140	15	14,600	15	12,090	15
22	22,770	18	15,230	15	12,720	15
23	23,400	18	15,860	15	13,350	15
24	24,030	18	16,490	15	13,970	15
25	24,650	18	17,110	15	14,600	15
26	25,280		17,740	15	15,230	15
27			18,370	15	15,860	15
28			19,000	18	16,490	15
29			19,630	18	17,110	18
30			20,260	18	17,740	18
31			20,880	18	18,370	18
32			21,510		19,000	18
33					19,630	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十月一日から適用する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第九号

鳥取県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十二年

十月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条及び別表中「防犯統計」を「防犯」に改める。

第二条 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和二十

九年八月鳥取県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表(一)、(二)、(三)及び(四)中「防犯統計課」を「防犯課」に改める。

第三条 刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警察職員等の指定に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「防犯統計課」を「防犯課」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。